



男性不妊治療費の助成について 魚津市

魚津市では、男性不妊治療(夫から精子を回収する治療)費用の一部を助成し、出産を望むご夫婦に経済的な支援を行います。

《助成の対象となる方》①から⑤のすべてに該当する夫婦です

- ① 特定不妊治療の一環として男性不妊治療を受けた夫婦
(配偶者以外の第三者からの精子や卵子提供は不可)
- ② 法律上の婚姻をしている夫婦
- ③ 健康保険に加入している夫婦
- ④ 申請日に、夫婦が魚津市に住所を有し、かつ、どちらかが1年以上居住している方
(ただし、単身赴任などで別居している場合は、妻が上記の条件を満たしていること)
- ⑤ 助成を受けようとする治療の開始時年齢(妻)が、43歳未満の夫婦
(平成29年4月1日から適用)

ご注意

平成29年度から、助成を受けようとする治療の開始時年齢(妻)が43歳以上の夫婦は対象外となります。



《助成の対象となる費用等》

指定医療機関または指定医療機関から紹介を受けた医療機関で、精子を精巣または精巣上体から採取するための手術費用のうち、ご本人が負担された分

- ・医療保険適用外で男性不妊治療(TESE、MESA等)にかかった費用
- ・指定医療機関とは、富山県が指定する特定不妊治療医療機関をいう
- ・不妊診断のための検査費、凍結された精子の管理料(凍結にかかる初期費用は対象とする)、食事療養費、文書料、差額ベッド代など治療に直接必要ない費用は除く
- ・医療保険、健康保険など社会保険負担分は除く
- ・富山県不妊治療費助成金ほか助成金がある場合(未申請でも要件に該当する場合も含む)、その金額を除く

《助成金額・上限》 年間15万円を上限

《申請期限》 治療が終了した日が属する年度の末日(毎年4月1日～3月31日までの期間)

※ただし治療を終了した日が3月15日以降の場合は、申請期限を4月中旬までに延長します。その場合、健康センターまでご一報ください。

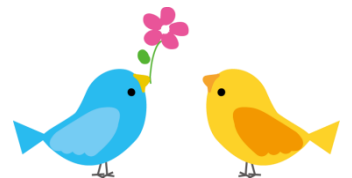
《申請に必要な書類など》…… ①～④(該当する方は⑤も)を、健康センターへ提出ください。

- ① 男性不妊治療費助成金交付申請書
- ② 医療機関、院外処方薬局の発行する領収書
- ③ 治療を受けた方(夫)の健康保険証
- ④ 印鑑(シャチハタ不可)
- ⑤ (夫婦が同一世帯にない場合)戸籍謄本

「魚津市 HP 魚津市子育て応援サイト(赤ちゃんが欲しい)」をご覧ください

※①の申請書様式は、魚津市HPからダウンロードできます。医療機関証明欄は、医療機関に記入してもらいます。日数がかかる場合がありますので、余裕をもって医療機関に依頼ください。

※他の助成金がある場合は、申請書等の写しを提出してください。



《特定不妊治療について》

男性不妊治療に対する助成は、妻の特定不妊治療(体外授精、顕微受精)を前提として行います。助成金の申請は両方同時にできます。特定不妊治療費の助成金の申請は、チラシまたは魚津市HPでご確認ください。

問合せ先：魚津市健康センター(魚津市吉島1165 TEL 0765-24-3999)

月～金 8:30～17:15 土・日・祝日・年末年始、休み

H31.4

特定不妊治療指定医療機関（富山県の指定医療機関に準じる）

入善町	あわの産婦人科医院	東京都	梅ヶ丘産婦人科
富山市	富山県立中央病院		加藤レディースクリニック
	富山赤十字病院		東邦大学医療センター大森病院
	小嶋ウィメンズクリニック		東京慈恵会医科大学付属病院
	女性クリニックWe富山		医療法人社団生新会木場公園クリニック
高岡市	あいARTクリニック		立川ARTレディースクリニック
石川県	金沢たまごクリニック		医療法人社団杉四会 杉山産婦人科
	永遠幸レディースホスピタル		聖路加国際病院
	鈴木レディースクリニック		リプロダクションクリニック東京
	石川県立中央病院		京野アートクリニック高輪
	深江レディースクリニック		オリーブレディースクリニック麻布十番

他道府県の指定医療機関は、富山県 HP をご覧ください。



魚津市男性不妊治療費助成 Q & A

Q. 魚津市に住んで9月1日で1年になります。治療が終了したのは8月25日で、終了時点では1年経っていません。10月1日、申請に行こうと思いますが、対象となりますか。

A. 申請日時点で住民となって1年以上たっていますので、対象となります。

Q. 私(夫)は魚津市に住んで25年になりますが、妻が市外に住民票をおいたままです。助成対象になりますか。

A. 住民かどうかは住民票の有無で判断します。妻が1年以上魚津市に住んでいることが条件となるため、残念ながら助成対象となりません。

Q. 平成31年10月1日現在で、妻は43歳、私(夫)は36歳です。この日に治療が終了した分は助成金の対象になりますか。

A. 妻の年齢が43歳未満でないため、対象となりません。

Q. 男性不妊治療について、県の要件も市の要件も満たしています。治療費は40万円でした。県の分も市の分ももらえますか。

A. 県から15万円が助成されると思われます。治療費40万円から15万円を引いた残りに対し市から上限の15万円が助成となります。先に県(新川厚生センター魚津支所:電話 0765-24-0359)で県助成金を申請後、健康センターへおいでください。

Q. 男性不妊治療終了後、特定不妊治療を受けました。両方要件を満たしていますが、男性不妊分と特定不妊分と両方の助成を受けられますか。

A. 受けられます。男性不妊治療分15万円と特定不妊治療分20万円(1回上限)で、最大で35万円です。両方の申請書と添付書類をお持ちください。県助成金の対象の方は、先に県(新川厚生センター魚津支所:電話 0765-24-0359)に申請ください。

Q. 男性不妊治療をしましたが精子を回収できず、特定不妊治療に至りませんでした。助成金を申請できますか。

A. 男性不妊治療費分を申請できます。県助成金も新川厚生センター魚津支所へ申請できます。

Q. 医療機関以外で、相談できる場所はありますか。

A. 富山県不妊専門相談センター(電話076-482-3033)です。カウンセラーなど専門相談員が対応します。電話できる曜日・時間帯は、富山県HP内「みいねっと」をご覧ください。

